

構造改革特区推進会議規約

2003年 8 月 6 日

1 名称

会の名称は構造改革特区推進会議とする。

2 目的

会の目的は市区町村のイニシアティブによる地域経済・社会の飛躍・活性化であり、そのために以下の活動を行う。

- ① 構造改革特区の申請と実現の理論武装ならびに特区関係市区町村間の情報交換
- ② 構造改革特区制度の拡充ならびに運用改善についての意見の集約と世論の喚起
- ③ 特区の一般制度化と三位一体改革への提言ならびに自治体の先進事例の研究
- ④ 構造改革特区担当大臣ならびに推進室との意見交換・協議
- ⑤ 上記目的を達成するためのPR、情報活動、研修活動の展開

3 構成メンバー

会の構成は、構造改革特区制度に関心を持つ市区町村長とする。

なお、企業やNPO、研究者やマスコミも、随時、議論に参加出来る運営とする。

4 組織と運営

会の意思決定は、市区町村長による総会で出席者の過半数の賛成で行う。

会には代表1名と副代表5名程度を置く。代表は会の運営を統括し会を代表する。

会の運営を企画する企画委員会のほか、必要に応じテーマごとの委員会を設ける。

会計を監査するものとして、監事2名をおく。

5 活動期間

とりあえず活動期間は2006年3月末までの3年間とし、その時点でさらに会を継続すべきかどうかを協議し決定する。

7 会費と会計年度

参加市区町村の年会費は5万円とする。年度の区切りは3月末とする。

8 事務局

事務局は社団法人行革国民会議事務局（東京都千代田区麴町2-3 麴町ガーデンビル9階）におく。

9 その他

その他必要なことは随時協議する。

以上